

# 多摩六都科学館組合パブリックコメント手続要綱

平成 22 年 8 月 23 日制定

## (目 的)

第 1 条 この要綱は、管理者が実施するパブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、公正の確保と透明性の向上を図るとともに、組合が行う事業運営への市民等の参画を促進し、もって開かれた事業運営の推進に寄与することを目的とする。

## (定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 組合が次条第 1 項各号に掲げる事項を策定する過程において、当該事項に係る施策等(以下「施策等」という。)の案及びその他必要な事項を広く公表し、当該案について市民等からの意見の提出を受け、当該意見の概要及びこれに対する組合の考え方等を公表する一連の手続をいう。

(2) 市民等 次に掲げるものをいう。

イ 小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市(以下「関係市」という。)の区域内に在住、在勤、在学する個人

ロ 関係市の区域内に事業所又は事業所を有する法人その他の団体

## (対象となる事項)

第 3 条 パブリックコメント手続の対象となる事項は、次に掲げるものとする。

(1) 組合の基本構想及びこれに基づく基本計画並びに各施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(2) その他パブリックコメント手続を適用することが必要と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(1) 法令等により市民等の意見を聴取する手続が定められている場合

(2) 使用料及び手数料の徴収に関するもの場合

(3) 組合組織内部の管理及び運営に関するもの場合

(4) 迅速性又は緊急性を要する場合

(5) 内容が軽微なものの場合

(6) その他管理者に裁量の余地がない場合

## (対象となる者)

第 4 条 意見を提出することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 関係市に在住、在勤、在学する個人

(2) 関係市に事業所又は事業所を有する法人その他の団体

## (実施の公表)

第 5 条 管理者は、パブリックコメント手続を実施し、施策等を策定しようとするときは、当該施策等に係る意思決定を行う前の適切な時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 施策等の名称及び内容

(2) 施策等の処理方針に関する組合の原案及びこれに関する資料

(3) 意見の提出先、提出方法及び提出期間

(4) 意見を提出することができる者の範囲

(5) 検討結果等の公表予定時期

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、組合ホームページへの掲載、管理者が指定する場所での閲覧又は配布その他管理者が定める方法により行うものとする。

(意見の提出)

第6条 管理者は、意見を募集するときは、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 郵便
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) その他、管理者が適当と認める方法

2 意見の提出期間は、1月以上とし、意見の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により1月の期間を確保できない場合は、この限りでない。

3 意見を提出しようとする者は、住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)等を明らかにしなければならない。

(検討結果の公表)

第7条 管理者は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。ただし、多摩六都科学館組合情報公開条例(平成21年条例第2号)第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。

- (1) 提出された意見の内容
- (2) 提出された意見の検討結果及びその理由

2 提出された意見のうち、類似の意見及びそれに対する組合の意見はまとめて公表することができる。なお、提出された意見に対する個別の回答は行わない。

3 前2項における公表の方法は、第5条第2項の規定を準用する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月25日から施行する。